第

1010

믁



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 2月17日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

発行所

株式会社 FPシミュレーション

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[☎]従業員の家族の人間ドック費用

○ : 当社では、健康管理のため従業員に人 間ドック検診を受けさせており、その費用は 福利厚生費として処理しています。今年から は、社員の配偶者の検診費用も会社が負担し ようと考えているのですが、この場合の税務 上の取扱いを教えてください。

A:従業員の配偶者の検診費用は、従業員 に対する給与として取り扱われます。

【解説】

使用者が福利厚生の一環として行う人間ド ックの検診料を負担することとしていても、 検診の内容が健康管理のために一般的に実施 されるものであり、全従業員又は一定の年令 以上の者すべてを対象としていることなど、 一定の要件を満たしている場合には、福利厚 生費として取り扱われますから、受診者に対 して給与課税をしなくても差し支えありませ ん。

しかし、使用者は、従業員に対して健康管 理の義務を負っていますが、従業員の家族ま ではその義務はありません。また、使用者が 従業員の配偶者を対象に人間ドックによる検 診を受けさせ、その費用を負担することは、 まだ一般的に行われているとはいえません。

このようなことから、ご質問のように従業 員の配偶者の検診費用を負担する場合は、従 業員に対する給与として課税する必要がある と思われます。







